

# 学校いじめ防止基本方針



平成30年9月改訂  
小山市立若木小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成 25 年いじめ防止対策推進法第 2 条「定義」）

## 2 いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起きている」と考え、全教職員が十分認識すること
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
- (4) 大切なことは、いじめであるかどうかを判断することより、いじめと疑われるものすべてに対応すること（積極的認知）
- (5) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導を継続していくこと
- (6) 定期的な検査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

## 3 いじめの防止等のための組織と役割

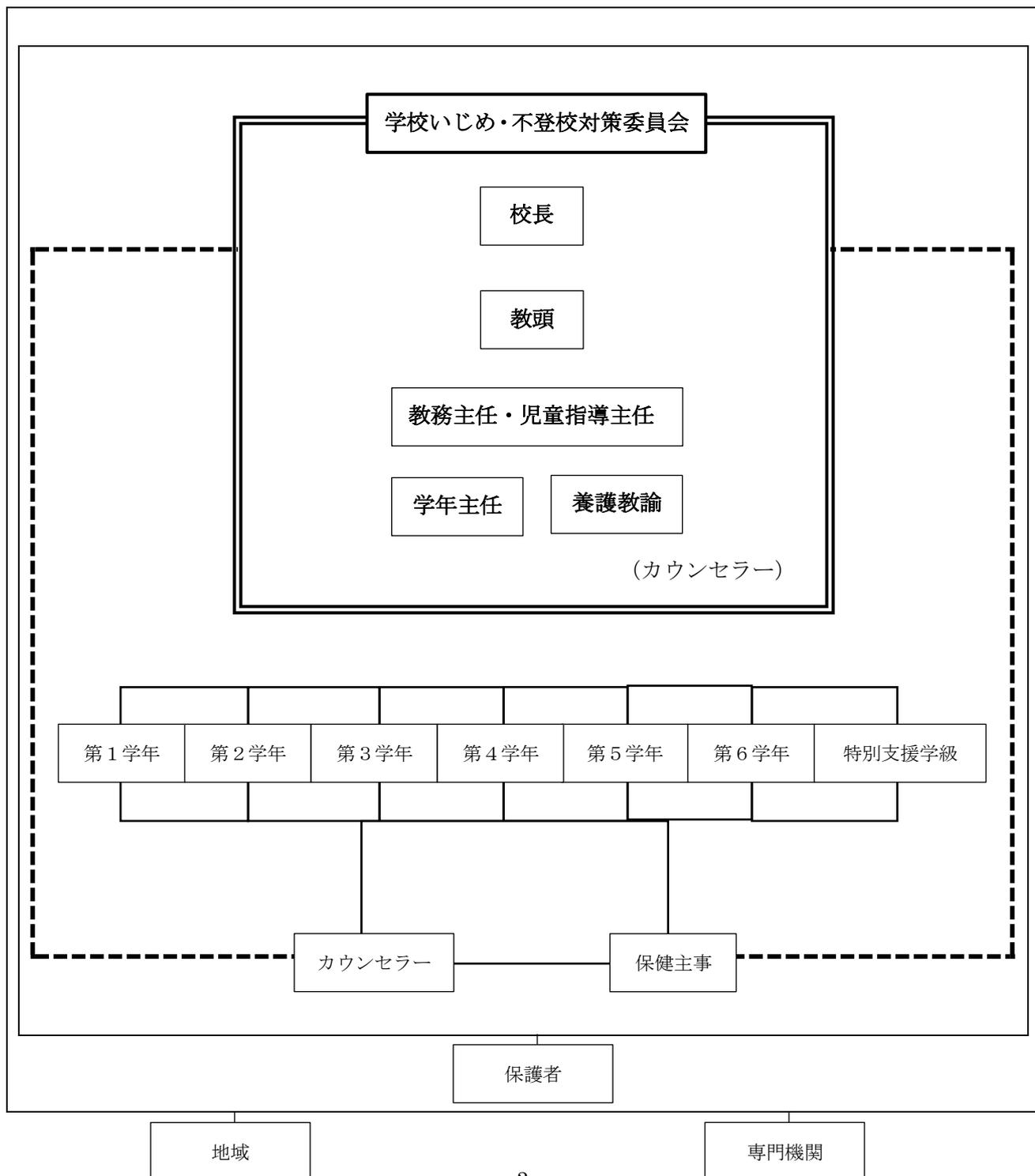
「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童及び保護者からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

- (1) いじめ・不登校対策委員会（いじめ認知時の対応のための委員会）《随時開催》  
事実関係の把握と共有、早期解決、組織的・継続的な対応の検討を目的とする。
  - ① 委員  
校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年主任、養護教諭、  
その他関係の深い教職員、（スクールカウンセラー）
  - ② 実施する取組
    - ア 事実関係の把握
    - イ 支援・指導方針と体制の決定

(2) 児童指導委員会（未然防止・早期発見のための委員会）《定期開催》

児童指導全体の中でいじめをとらえ、情報の交換と共有、未然防止と早期発見のための取組の検討を目的とする。

- ① 委員  
全職員
- ② 実施する取組
  - ア 未然防止対策
  - イ 早期発見対策



## 4 いじめ問題への対応

### (1) いじめの未然防止の取組

#### ①全教職員の共通理解、外部との連携に努める

- 「校長室だより」や「学年だより」を通して、いじめ解決に向けての学校の取組や姿勢を、保護者（地域）に示す。
- 全教職員が「いじめを絶対に許さない」という毅然とした姿勢を共有し、その姿勢を児童に示す。
- 職員会議や職員研修を活用し、気になる児童の共通理解を図る。
- 児童指導委員会や特別支援委員会を設け、問題を組織的に解決できるよう心がける。
- 警察署や教育委員会、生涯学習課青少年係、スクールカウンセラー等の外部機関との連携に努める。
- 小中一貫教育を通して、小山中学校区の小中学校との情報交換及び連携を図る。

#### ②「居がいのある学級づくり」に努める

- 学級内の規律づくりとともに、教師と児童、児童同士の望ましい人間関係づくりに努める。
- 「わかる授業」を展開するとともに、個に応じた指導を充実させる。
- 一人一人を気遣う健康観察をする。
- あいさつ運動を実施し、あいさつの習慣化を図る。
- 全員が主役になれるような活動を設定する。
- 話し合い活動を活発にし、友達の意見を聞く態度を育てる。
- 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- 全学年「Q-U」を年2回実施し、けんかを分析し、より居心地のよい学級作りを目指す。

#### ③関わりを豊かにする人間関係の醸成を図る

- 特別の教科道徳の時間を要にしたすべての道徳教育活動を充実させ、「思いやりの心」を育てる。
- 総合的な学習の時間や生活科を中心として、地域の方とふれあう活動を取り入れ、地域との連携を図る。
- 週1回のロング昼休みでのふれあいや異年齢集団による交流を通して、たくさんの児童と仲良くなれるようにする。
- 児童集会を工夫し、人権集会を設け、人権感覚を磨く機会を設ける
- 夢や目標をもたせ、それに向かって努力する姿勢を身に付けさせる。
- 「ありがとうの木」を設置し、児童のよいところに目を向けられるようにする。

## (2) いじめの早期発見の取組

### ① 早期発見・早期対応に対する対応

- ア 定期的な教育相談を実施し、相談しやすい体制づくりをする。
  - 家庭訪問（4月～5月）
  - 教育相談週間（年3回）
  - 個別面談（12月）
- イ いじめの早期発見のための定期的な調査を図る。
  - 悩みごとアンケート（週1回）
  - 健康チェック（2ヶ月に1回）
  - 学校アンケート（2学期後半）児童および保護者
- ウ 相談ボックス（あのねポスト）を設置する。
- エ 養護教諭との連携を図り、児童の小さな問題も把握できるようにする。

### ②学校で分かるいじめ発見のポイント

#### 【いじめられている子どもの出すサイン】

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

〈学校での一日〉

\*印無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時間ぎりぎりの登校が多い ○返事・発言の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子などが散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑がみられる ○責任ある係の選出の際、冷やかして名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い（机をあわせないなど） ○保健室によく行くようになる *不真面目な態度で授業を受ける *ふざけた質問をする *テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○わけもなく階段や廊下などを歩いている *大声で歌を歌う *仲良しでない者とトイレに行く

給食時間	○食べ物にいたづらをされる ○その子どもが配膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○グループで食べる時、席を離している *好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○その子の机や椅子がぼつんと残る ○最後まで一人です	*さぼることが多くなる *人の嫌がる仕事を一人です
放課後	○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで帰宅する ○用事がないのに学校に残る日がある	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている *他の子の荷物を持って帰る

〈注意しなければならない児童の様子〉

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○視線を合わさない	○教師と話すとき不安な表情をする ○独り言を言ったり急に大声を出したりする ○委員を辞める等やる気を失う *言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたづら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する ○衣服が乱れたり破れたりしている
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○SNSのグループから故意に外される ○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱や机の中に嫌がらせの手紙等が入っている *校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

### ③家庭で分かるいじめ発見のポイント

【いじめられている子どもが家庭で出すサイン】

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかという可能性を受け止め、指導に当たる必要がある。

観察の視点（特に、変化が見られる点）
○衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ○買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。

- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいなどに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週始めに登校を渋る。
- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

#### 【ネットでのいじめにあっている子どもが家庭で出すサイン】

##### 観察の視点（特に、変化が見られる点）

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする。又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、画面を隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話の着信音に怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

### （3） もし、「いじめ」が起きてしまったら…（早期解決の取組）

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

#### ① 事実を明らかにする（全容をつかむ）

- 関係した児童を把握する。
- 誰がどのように関わったか、明らかにする。
  - ・ 被害者・加害者・傍観者

#### ② どのように対応すればよいのか検討する

- 一人で悩んだり判断したりすることは避け、いじめ対策委員会で話し合うなど、学校の組織を生かして対応にあたる。
  - ・ 指導事項や指導方法などの検討
  - ・ 「心の居場所」としての役割を果たしている養護教諭との連携の確認
  - ・ 家庭や地域社会、関係諸機関との連携についての検討

### ③ 具体的な指導

#### ア いじめられている子どもへの対応

##### 【学校】

- ・ いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

##### 【家庭】

- ・ 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

#### イ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

#### ウ いじめている子どもへの対応

##### 【学校】

- ・ まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許さ

れない行為であることを分からせる。

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

#### 【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

#### エ いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

### (4) インターネットを通じていじめが起きてしまったら

#### ① 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。

- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

## ② 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校や地域の実態及び児童生徒の発達に段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

## ③ 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童生徒及び加害児童生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## ④ 削除依頼等の手順について

- ・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

- ・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と平行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、調査結果およびその後の対応方針を市教育委員会に報告する。また、市教育委員会の指導のもと、その事案に対処する。

### (3) 重大事態の調査

#### ア 学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係

又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。

- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向きあう姿勢が重要である。
- ・これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### イ 市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

### (4) 調査結果の提供及び報告

#### ア 調査結果の提供

- ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

#### イ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育長に報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

### (5) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

### (6) 学校評価

学校が策定したいじめ防止基本方針の取組状況を、学校評価の対象とする。

### (7) いじめ防止対策推進法違反事項

- ・教員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法違反となり得る。
- ・教職員がいじめを発見・通報を受けた際は、速やかにいじめ問題対策チーム（のメンバー）に報告・相談し、法、基本方針および調査の指針に基づく対応を行わないことは、いじめ防止対策推進法違反となり得る。

※いじめが「解消している」状態の要件

- (i) いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を経過していること（ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要である場合は、教育委員会、又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする）
- (ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること（いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する）  
この2点を満たす必要がある。

# 「いじめ」が発生した時の対応

